

老齢厚生年金 老齢基礎年金

を受けられる方へ

2つ以上の年金を受けられるようになったとき



1人で2つ以上の年金を受けられるようになったときは、ご本人の選択によりいずれか1つの年金を受けることになります。

このリーフレットでは、老齢厚生年金／老齢基礎年金を受けられる方の他の年金との選択、併給の仕組みを説明しています。

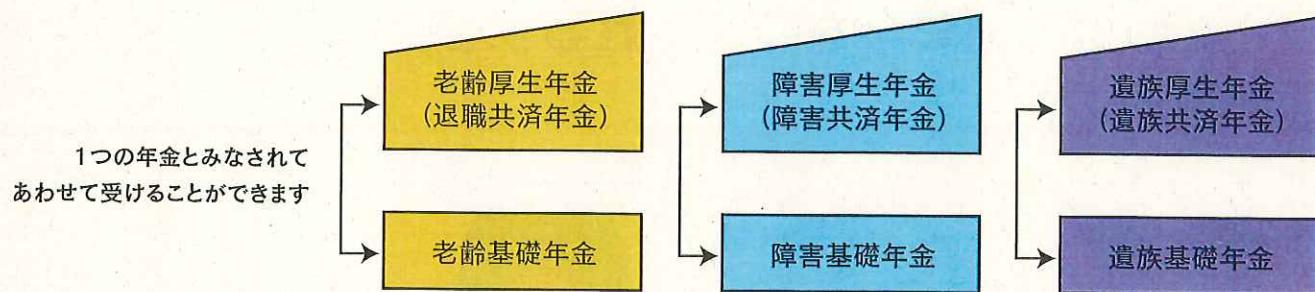
他の年金を受ける権利ができたとき、また選択替えなどの手続きの際にご活用ください。

1人1年金が原則です

公的年金では国民年金、厚生年金保険、共済組合等から、2つ以上の年金を受けられるようになったときは、いずれか1つの年金を選択することになります。

国民年金は全国民に共通の基礎年金が支払われ、厚生年金保険と共済組合等は基礎年金に上乗せして年金が支払われる制度です。この制度により支払われる【老齢基礎年金と老齢厚生年金】、【障害基礎年金と障害厚生年金】、【遺族基礎年金と遺族厚生年金】などは、同じ事由で支払われるため、1つの年金とみなされ、あわせて受けることができます。

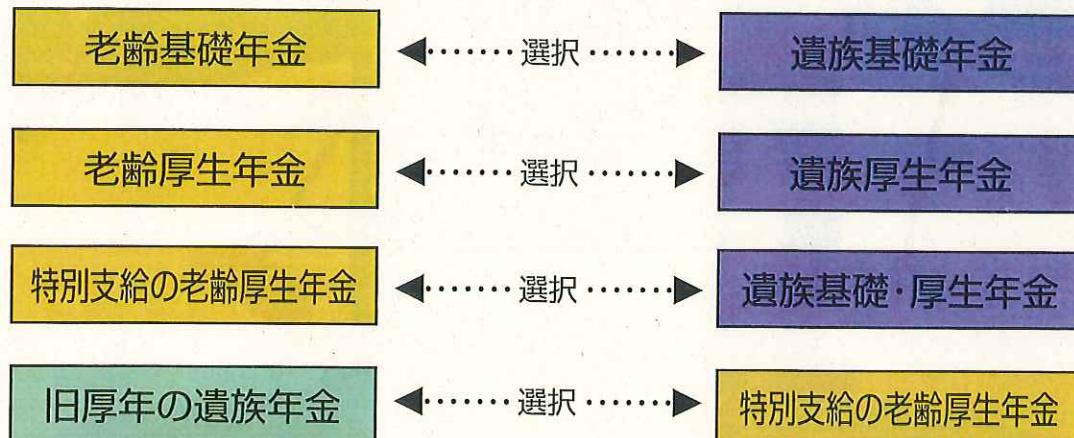
ただし、特例的に2つ以上の年金が受けられることがあります。



支給事由が異なる2つ以上の年金はいずれか1つを選択することになります

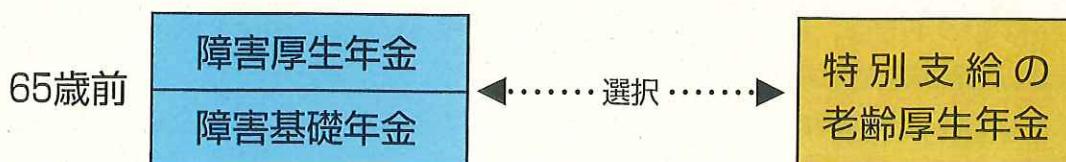
支給事由が異なる2つ以上の年金を受けられるときには、ご本人がいずれか1つの年金を選択することになります。

(例)



※老齢厚生年金と遺族厚生年金については、65歳以上の方であれば、老齢基礎年金のほかに遺族厚生年金と老齢厚生年金をあわせて受けることができる場合があります（3頁参照）。

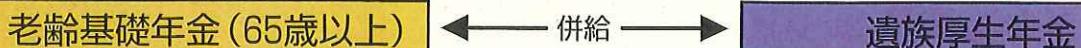
また、今まで【障害基礎年金と障害厚生年金】を受けていた方が、60歳になって特別支給の老齢厚生年金などを受けられるようになったときは、障害給付と老齢給付をあわせて受けることはできませんので、いずれかを選択することになります。



2つ以上の年金を受けられる方の特例

老齢基礎年金と遺族厚生年金

65歳以上で老齢基礎年金を受けている方が、遺族厚生年金を受けられるようになったときは、遺族厚生年金をあわせて受けることができます。



老齢厚生年金と遺族厚生年金

65歳以上で、老齢厚生年金と遺族厚生年金を受ける権利がある方は、ご自身の老齢厚生年金が支給されることになり、遺族厚生年金(注参照)からは、老齢厚生年金より年金額が高い場合に、その差額が支払われることになります。遺族厚生年金より老齢厚生年金の年金額が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

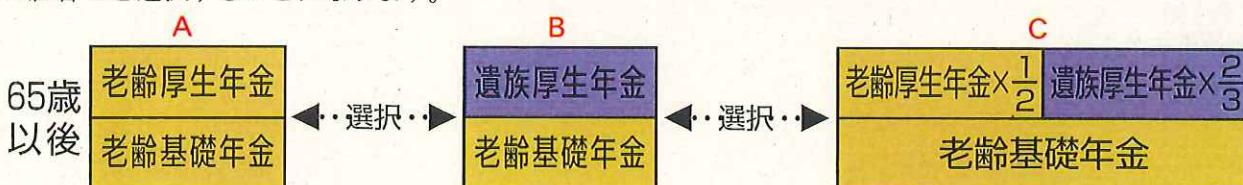
遺族厚生年金



注 65歳以上の配偶者の方が受ける遺族厚生年金の額は、次の図のB「遺族厚生年金」とC「老齢厚生年金×1/2+遺族厚生年金×2/3」を比較し、いずれか高い額となります。

これにより決定された遺族厚生年金の額が、A「老齢厚生年金」の額を上回る場合は、その差額部分が遺族厚生年金として支払われ、老齢厚生年金に相当する額の支払いが停止となります。A「老齢厚生年金」の額が遺族厚生年金の額を上回る場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

ただし、平成19年3月31日以前に、65歳以上(昭和17年4月1日以前生まれ)であってすでに遺族厚生年金を受ける権利のある配偶者の方は、次の図のA・B・Cいずれかの組合せを選択することになります。配偶者以外の方は、A・Bいずれかの組合せを選択することになります。



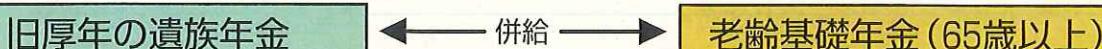
老齢厚生年金と障害基礎年金

[老齢基礎年金と老齢厚生年金]を受けている方が、障害基礎年金を受けられるときは、老齢基礎年金と障害基礎年金の2つの基礎年金をあわせて受けることはできませんが、65歳以後老齢厚生年金と障害基礎年金はあわせて受けることができます。この特例は[障害基礎年金と障害厚生年金]を受けられる方にも適用され、次の図のいずれかの組合せを選択することになります。

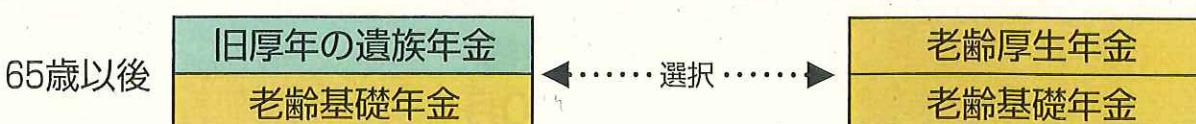


旧厚年の遺族年金と老齢基礎年金

昭和61年改正前の旧厚生年金保険の遺族年金を受けている方が、65歳となり老齢基礎年金を受けられるときは、旧厚生年金保険の遺族年金と老齢基礎年金はあわせて受けることができます。



この特例は、[老齢基礎年金と老齢厚生年金]などを受けられる方にも適用され、旧厚生年金保険の遺族年金と老齢基礎年金はあわせて受けることができます。ただし、旧厚生年金保険の遺族年金と上乗せ年金である老齢厚生年金はあわせて受けることができませんので、いずれかを選択することになります。



繰上げ支給の老齢基礎年金を受けられる方へ

遺族給付は65歳まで併給されません

老齢基礎年金と遺族厚生年金（または旧厚年の遺族年金）は、受給者が65歳以後にのみあわせて受けができるので、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けたときには、65歳になるまで遺族厚生年金等は支給停止されることになります。

60歳

65歳

遺族厚生年金

支給停止

遺族厚生年金

繰上げ支給の老齢基礎年金

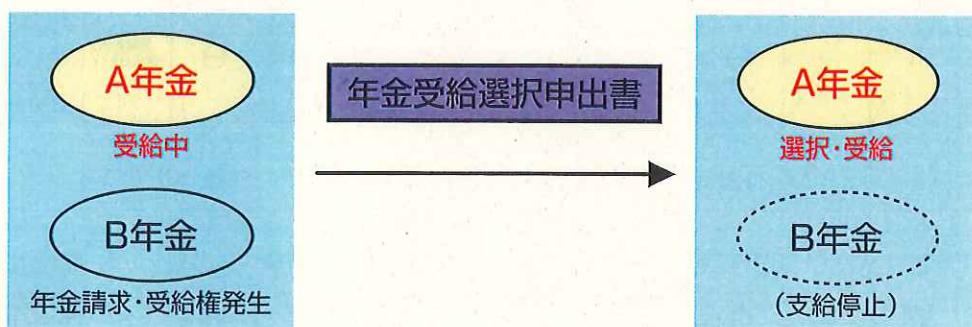
「年金受給選択申出書」を提出するとき

年金を2つ以上受けられるときの手続き

年金は、受ける条件が揃ったときに、ご本人が年金の請求をして、初めて支払われることになります。

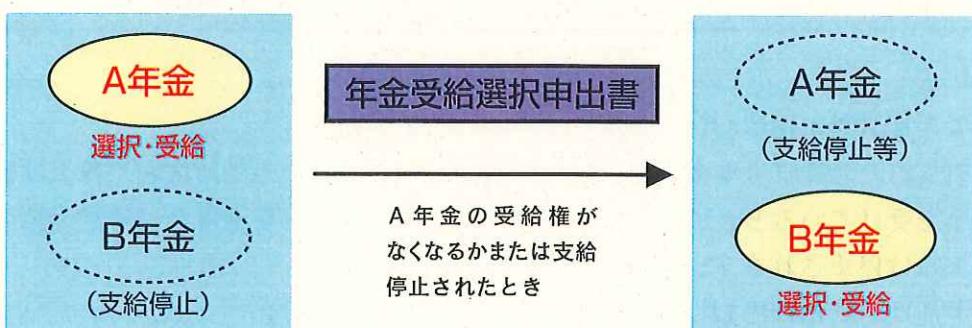
現在受けている年金を引き続き受ける場合でも、新たに受けられるようになった年金の請求は必ず行なってください。そして、2つの年金のうちのどちらかを受ける選択の手続きをしてください。「年金受給選択申出書」の用紙は年金事務所または年金相談センターにあります。

なお、選択しない年金は支給停止されるだけで、受ける権利はそのまま残されることになっています。

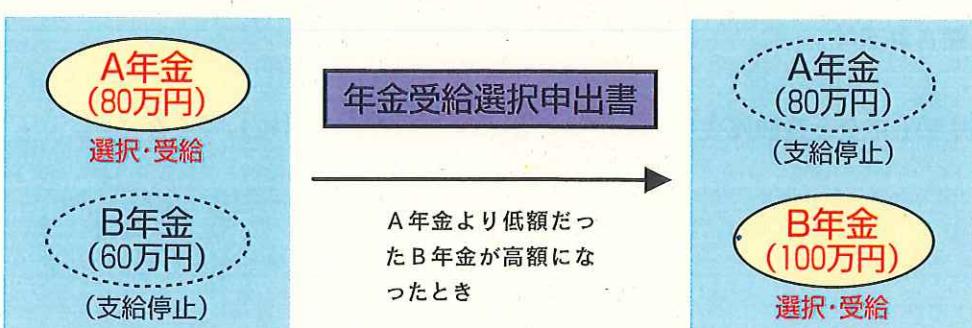


支給停止された年金は

選択していた年金を受ける権利を失ったり、支給が停止されたときには、新たに選択替えの手続きをして、支給停止になっていた年金の支給停止の解除の請求ができます。



また、選択している年金より支給停止中の年金額が高額になったときなども、新たに選択替えの手続きをして、支給停止になっていた年金の支給停止の解除の請求ができます。



老齢厚生年金／老齢基礎年金を受けている方が 新たに他の年金を受けられる場合の併給早見表

○=選択 ☆=併給

	新国民年金法					新厚生年金保険法				新共済(組合)法			
	老 齢 基 礎 年 金	老 齢 (65 歳 未 満) 基 礎 年 金	障 害 基 礎 年 金	遺 族 基 礎 年 金	寡 婦 年 金	老 特 別 支 生 年 金 の 給 付 方 式	老 齡 厚 生 年 金	遺 族 厚 生 年 金	障 害 厚 生 年 金	退 特 別 支 共 給 年 金 の 給 付 方 式	退 職 共 支 共 給 年 金 の 給 付 方 式	遺 族 共 済 年 金	障 害 共 済 年 金
老齢基礎年金 (65歳未満)			○	○		老齢厚生 停止(注1)		○	○	退職共済 停止(注1)		○	○
老齢基礎年金 (65歳以上)			○	○			☆	☆		○		☆	☆
特別支給の 老齢厚生年金	老 齢 厚 生 停 止 (注1)		○	○	○	☆		○	○	☆		○	○
老齢厚生年金		☆	☆	○			☆	○	○	○	☆	○	○

(注 1) 生年月日が昭和16年4月1日以前の方

特別支給の老齢厚生年金または特別支給の退職共済年金の受給権者が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは、その間、特別支給の老齢厚生年金または特別支給の退職共済年金の支給は停止されます。

生年月日が昭和16年4月2日以後の方

特別支給の老齢厚生年金または特別支給の退職共済年金の受給権者が全部または一部繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは、その間、特別支給の老齢厚生年金または特別支給の退職共済年金はあわせて受けすることができますが、その定額部分は停止または減額調整されます。

(注 2) 「老齢厚生年金と遺族厚生年金」（3頁参照）の説明を参考にしてください。

旧国民年金、旧厚生年金保険、旧船員保険および旧共済組合から年金を受けている方が老齢厚生年金／老齢基礎年金を受ける場合の併給早見表

○=選択 ☆=併給

	旧国民年金法					旧厚生年金保険法		旧船員保険法※		旧共済組合法			
	障害年金	母子(準母子)年金	寡婦年金	障害基礎年金(福祉裁定替)(注1)	遺族基礎年金(福祉裁定替)(注1)	障害年金	遺族年金	障害年金	遺族年金	退職年金(65歳未満)(注2)	退職年金(65歳以上)(注2)	障害年金	遺族年金
老齢基礎年金(65歳未満)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	△	○	○
老齢基礎年金(65歳以上)	○	○	△	○	○	○	☆	○	☆	△	☆	○	☆
特別支給の老齢厚生年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	△	○	○
老齢厚生年金	☆	○	△	☆	○	○	○	○	○	△	☆	○	○

※旧船員保険法による給付については職務上の給付を除いています。

(注1) 昭和61年4月1日に障害福祉年金から裁定替になった障害基礎年金、または母子福祉年金・準母子福祉年金から裁定替になった遺族基礎年金については、新法による併給調整の規定のほか、旧国民年金法などによる併給調整の規定によって支給の調整が行われることになっています。

(注2) 昭和6年4月1日以前生まれの退職年金および減額退職年金の受給権者は、旧法の該当者となります。なお、昭和6年4月2日以後生まれの退職年金および減額退職年金の受給権者は、退職年金および減額退職年金の計算の基礎となった期間を合算対象期間とし、残りの加入期間（他制度含む）についてのみが年金額の計算基礎となり、新法該当者として老齢基礎年金、老齢厚生年金および退職共済年金が支給され、それぞれをあわせて受けることができます。